

事例 5

インドネシア向けにイチゴ生果実の輸出に取り組む事業者

【事業者の概要】

相談者は6年前に就農し、遊休地を取得して約5千㎡にビニールハウス18棟を建て、イチゴ栽培を開始した。現在、「よつぼし」、「紅ほっぺ」、「淡雪」を栽培している。

栽培場所は、盆地に位置しており、昼夜の寒暖差が大きいため、甘さと香りがより強く濃厚で良質なイチゴ生果実が生産されている。

収穫されたイチゴ生果実は、国内のレストランや個人への直接販売が主体となっている。また、海外への輸出も増加している。輸出先は、タイ、香港、アメリカ、台湾で、海外への輸送では果実が傷むリスクが高いため、慎重な選別作業の他、果実の密度を高くする栽培方法を研究し、輸出を行っている。

また、温度や湿度、日照などの天候に左右されない閉鎖型の栽培方法の開発にも取り組んでいる。



(開発中の閉鎖型の栽培施設)

【事業の推進に当たって事業者が抱える課題等】

現在、イチゴ生果実の生産量増を目指し取り組んでおり、新たに輸出できる国（インドネシアの他、オーストラリア、アラブ首長国連邦、カナダ等）を開拓したい。輸出手続きは、第三者に頼んでいるが、今後は、自社で植物検疫の受検、通関等の手続きをしたいと考えている。

また、仲間の生産者が栽培している他の作物と連携して輸出することも検討している。

今回は、インドネシアから引き合いがあり、自分で輸出の条件等を調べたが、よく分からない。

【支援等の内容】

相談者を訪問し、植物検疫条件や手続き等の説明を行った。訪問に当たっては、農政局の担当者も同席した。

(1) 輸出植物検疫関係の説明

① 輸出検査の必要性

- ・ 輸出先国の要求に基づいた検査を受ける必要がある。

② 輸出検査の手順

- ・ 受検手続は代理店でも、輸出者でも可能。
- ・ 通常の検査の場合の手順。
- ・ 輸入許可証の必要な場合の手順。
- ・ 消毒を必要とする場合の手順。
- ・ 二国間協議に基づき輸出する場合の手順（タイ、オーストラリア）。
- ・ 受検する場所は原則として植物防疫所であるが、選果場所、保管場所等の集荷地検査も可能。

③ イチゴ生果実の輸出検疫条件

- ・ インドネシア、アラブ首長国連邦は輸出検査を受け、植物検疫証明書の添付が必要。
- ・ オーストラリアは二国間協議に基づく検疫が必要。ショウジョウバエ、角斑細菌病菌等に対する措置（臭化メチルくん蒸処理かトラップ調査など）が求められている。

13 いちごの検疫条件（主な地域）

検疫条件	地域
輸出できない国	中国、フィリピン、ベトナム、インド、カナダ、メキシコ、ペルー、チリ、ブラジル、ニュージーランド
二国間合意に基づく検査が必要な国	タイ、オーストラリア
パーミットの取得が必要な国	米国本土
パーミットの取得、輸出検査の必要な国	ブルネイ、スリランカ、パキスタン
輸出検査が必要な国	韓国、台湾、インドネシア、アラブ首長国連邦、EU、英国、スイス、ロシア、ノルウェー*
輸出検査のいらぬ国	香港、シンガポール、マレーシア

* 4月16日～9月30日にノルウェーに輸入される場合は、日本での輸出検査が必要です。この期間以外であれば、日本での輸出検査を受けずに輸出できます。

（提供した資料：検疫条件）

- ・ カナダは、輸出できない。
- ・ 検疫条件は変更されることがあるので、輸出の都度確認が必要。

相談者から「輸出検査で不合格となった場合はどうなるのか」との質問があり、「輸出先国の要求に合致し

ていないことになるので、輸出できない。輸出を行うには、輸出先国の要求に適合した荷物を再度受検する必要がある。集荷地検査であれば、直ちに荷物の差し替えができるので、スムーズな受検ができると思う」などを回答した。

(2) 残留農薬規制関係の説明

- ① 農林水産省HPに掲載されている「諸外国における残留農薬基準値に関する情報」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html)、「品目別残留農薬検査基準表」(以下「一覧表」という。)を紹介。
- ② 我が国の基準値よりも低い基準値の農薬が多くあるので、農薬散布に当たっては注意が必要。
- ③ 残留農薬基準値は国・地域によって異なる。
- ④ 国・地域により残留分析をする部位が異なることがある。イチゴ生果実では、ガクを取り除き分析する国(日本、韓国)、ガクを着けたまま分析する国(台湾)、果梗及びガクを除去して分析する国(タイ)と様々で、同じ果実を分析しても数値が異なる心配がある。
- ⑤ インドネシアについては、一覧表に残留農薬基準値が掲載されているが、輸出に際しては、インドネシア農業大臣令に基づく「日本からインドネシア向けに植物由来の生鮮食品を輸出する際の残留農薬等に係る食品安全確保措置」(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/id_lab.html。以下「食品安全確保措置」という。)に準拠する必要がある。
- ⑥ 台湾向けイチゴ生果実は、台湾での輸入時の農薬残留検査において不合格となる事例が目立っている。

原因として、台湾向けの栽培管理がされておらず、国内販売用の農薬散布が行われたイチゴ生果実が輸出されている可能性がある。

諸外国における残留農薬基準値に関する情報の下欄に記載されている主な注書き JPFQA

17 ● 各国に基準値の設定が無い場合は、各国で定められた優先順位に従い各基準値が適用される。

● 「基準値なし」の場合は原則使用可能。

⇒ 検体(分析部位)が異なる(いちご)

検体(部分)	適用国
へたを除去したもの Caps (hulls) shall be removed and discarded	日本、韓国
果梗を除去したもの(へたは検体に含む) Whole fruits (stem removed)	台湾
果梗(stem)およびへた(ガク、cap)を除去したもの Whole product after removal of caps, crown and stems	中国
Whole commodity after removal of caps and stems.	タイ
既定なし(一部の農薬/作物の組み合わせには、検体が記載されている場合がある)	EU、米国、UAE
	CODEX、香港、オーストラリア、ニュージーランド、マレーシア、UAE
	シンガポール
	インドネシア、ベトナム、フィリピン、インド、カナダ、ロシア

注意

- ⑦ 栽培・病害虫管理、特に防除に当たっては、輸出先国の基準に対応できる管理を実施することが必要。
- ⑧ 輸出前に残留分析検査を実施することも有意義である。

相談者から、「インドネシア向けは植物検疫証明書を添付すれば輸出できるのか」との質問があり、「『食品安全確保措置』によれば、17品目については日本で指定されている検査機関において残留分析を実施して、インドネシアの基準以下であるとの証明書をもって輸入ができる。イチゴ生果実については、17品目には該当していない。インドネシア国内の残留農薬基準値が公表されている

ので、これをクリアすれば輸出できるとも考えられる。しかし、対象とする17品目がどのような理由で設定されているか分からない状況である。輸入者に、輸出前に残留農薬基準値を確認し、基準値以下であればインドネシアでの輸入が可能であるのかどうか確認を取ることも輸出を進めるための一つの方法といえる。」などを回答した。

【相談者の対応状況】

インドネシア向けについて、イチゴ生果実は「食品安全確保措置」（インドネシア農業大臣令）では対象となっておらず、我が国から輸出ができないこととなっているが、事前に残留分析を実施して、インドネシアの基準を超えていなければ輸出ができるのかどうか、現地の輸入者に確認を取っている。現地からの引き合いもあることから、輸出することを模索していく。

【評価・所感】

インドネシア向けのイチゴ生果実については、植物検疫上の特別な検疫条件はなく、一般的な病害虫管理で問題がないと考えられるものの、残留農薬に関する要件では、「食品安全確保措置」で定められている17品目に該当していないことから輸出が難しい状況となっている。相談者には民間レベルで確認を取るよう説明をしているが、難しい状況にある。

インドネシア農業大臣令は2016年に発出されているが、貿易統計や植物検疫統計においては、2020年（貿易統計）並びに2017年～2020年及び2022年（検疫統計）に輸出実績がある。これらが無事インドネシアに輸入されたかどうかの確認は取れない。

今回相談者から相談を受けたイチゴ生果実については、インドネシアから引き合いがあるにもかかわらず、輸出ができない状態にあることから、①我が国政府による「食品安全確保措置」の改正の依頼、②インドネシアの関係者によるインドネシア関係機関への働きかけ、③インドネシアの関係者及び我が国政府機関からのインドネシア関係機関への働きかけ、などにより、輸出可能となることを望むものである。